

確定申告



自宅のパソコンで 確定申告書が作成できます！

— 金沢国税局ホームページ —
<http://www.kanazawa.nta.go.jp>

申告書は、インターネットを利用すると、自宅のパソコンで簡単に作成できます。また、ご自分のペースでいつでも作成できます。

ステップ 1

金沢国税局ホームページ
<http://www.kanazawa.nta.go.jp> にアクセス

「確定申告特集」から「確定申告書等作成コーナー」へ

ステップ 2

申告データ
の入力



パソコンの画面に従い、金額などを入力すると自動計算をします。基本的な計算誤りはありません。

ステップ 3

プリンタで確定申告書等
を印刷し、押印

ご自宅のプリンタでA4サイズの普通紙に印刷すれば、確定申告書等が作成できます。

ステップ 4

添付書類とともに税務署
に送付

郵送で提出してください。税務署等に行く必要がありません。



※所得税の青色申告決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書も作成することができます。

もう一度確認 申告書提出の前に

- ① 押印はされていますか？
- ② 申告もれとなっている所得はないですか？
- ③ 控除対象とならない方を扶養(配偶者)控除に含めていませんか？
- ④ 計算誤りはないですか？(特に定率減税の適用もれにご注意ください)
- ⑤ 書類の提出もれや添付もれはないですか？ など

個人事業者のみなさん、 売上1,000万円を超えていませんか？

前々年の課税売上高が1,000万円を超えると消費税の課税事業者になります。



個人事業者の方は、税務署や金融機関に行かなくても納税できる安全・便利な振替納税をご利用ください。

消費税の申告・納付をお忘れなく！

南越前町 CATV (11ch) をご覧ください。

放送 2月2日(木)～3月2日(木)

南越前町 CATV (11ch) で「公的年金等の確定申告書の書き方」を放送しています。

自分で書いて お早めに！！

■ 武生税務署
☎ 22-0890
■ 町民税務課
☎ 47-8014

平成17年分の確定申告と納税の期限は…

所得税 ⇒ 平成18年2月16日(木)～3月15日(水)
消費税(個人事業者) ⇒ 平成18年1月4日(水)～3月31日(金)

申告と納税は期限内に！

確定申告をする必要のある方が、期限内に申告・納税をしなかった場合、あとで不足の税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税も納めていただく場合があります。

また、町では、確定申告相談を日程表(2月カレンダー裏)のとおり実施します。ぜひご利用下さい。

【平成17年分確定申告における主な注意点】

● 公的年金等控除の改正

65歳以上の方について、公的年金等の収入金額から差し引く「公的年金等控除額」が変わりました。

昭和16年1月1日以前に生まれた人(65歳以上の人)

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
1,200,001円～3,299,999円	× 100%	1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円	× 75%	375,000円
4,100,000円～7,699,999円	× 85%	785,000円
7,700,000円以上	× 95%	1,555,000円

※公的年金等の収入金額の合計額が120万円までの場合、所得金額はゼロとなります。

昭和16年1月2日以降に生まれた人(65歳未満の人)

公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
700,001円～1,299,999円	× 100%	700,000円
1,300,000円～4,099,999円	× 75%	375,000円
4,100,000円～7,699,999円	× 85%	785,000円
7,700,000円以上	× 95%	1,555,000円

※公的年金等の収入金額の合計額が70万円までの場合、所得金額はゼロとなります。

● 老年者控除の廃止

老年者控除について、平成17年分から適用がなくなりました。

● 社会保険料控除の改正

国民年金保険料(基金)に係る社会保険料控除の適用を受ける場合は、国民年金保険料等を支払ったことを証明する書類の添付又は提示が必要となりました。



● 青色申告特別控除額の改正

事業所得等があり、取引を正規の簿記の原則に従い記録している方は、青色申告特別控除額が65万円に引き上げられました。

※簡易な簿記の方法により記録している方に係る経過措置(45万円の控除)は廃止され、控除額は10万円になります。

● 上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率の変更(平成16年分からの改正事項)

上場株式等の配当所得に係る所得税の源泉徴収税率は7%です。

※配当収入から差し引かれる源泉徴収税額は、所得税分(7%)と住民税分(3%)と合わせて10%になっています。

お知らせ

年金受給者の方へ

一定の金額を超える公的年金等を受け取っている場合は、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。

今庄地区の住民税申告書郵送の取り扱い

今まで、今庄地区の一部の方に、あらかじめ町から住民税の申告書を郵送しましたが、今回からは郵送は行いません。直接会場にて相談していただくか、役場町民税務課までお問い合わせ下さい。